

2025草の根育成助成 報告交流会テーマ講演資料掲載

このスライドは、講師の承諾のもとに、
子どもの人権、ひいてはすべての人の人権や尊厳、命のことをもう一度考えてみようという方々に向けて掲載するものです。

(C) 2010 公益財団法人 草の根事業育成財団

Copyright 2010 PIIF Kusanonejigyouikusei Foundation All rights reserved.

WEBサイトのコンテンツは全て著作権で保護されています。

また、WEBサイトに掲載している各事業団体・法人等の資料も其々の団体・法人に著作権があります。

無断での複製、転載、配布、改変等の行為はお止め下さい。

コンテンツ・資料等の利用に関しては、事前にお問い合わせページからご連絡ください。

公益財団法人

草の根事業育成財団

2025草の根育成助成 第ⅠⅠ回報告交流会

こどもの人権 について考える

法律事務所たいとう
弁護士 佐藤 香代



こどもの人権について考える

- (1) こどもも「人権享有主体」。では、「人権」とは？
- (2) 人権が傷つくことで生じる心身への影響
- (3) こどもの特殊性 こども特有の権利の必要性
- (4) こどもの権利条約と、その基本原則
- (5) こどもの権利条約の国内法への反映としての
「こども基本法」
- (6) こどもの最善の利益と意見表明権

(1) こどもも「人権享有主体」。

では、「人権」とは何だろう？

こどもも、人権享有主体

◎日本国憲法第11条

【基本的人権の享有と永久不可侵性】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

***こどもも「国民」であり、基本的人権を享有している。**

人権とは何か？

～権利と人権、どう違うのか～

例えば、知る権利、著作権、生存権、営業権、特許権・・・

◆権利 法律が一定のものに賦与する力（広辞苑）

◆人権 だれもが人間らしい生活をするために、自分の人生を主人公として生きるために、必要な権利

人権とは何か？

～人権が守られていることの意味～

① 安心の権利

恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利（平和的生存権）

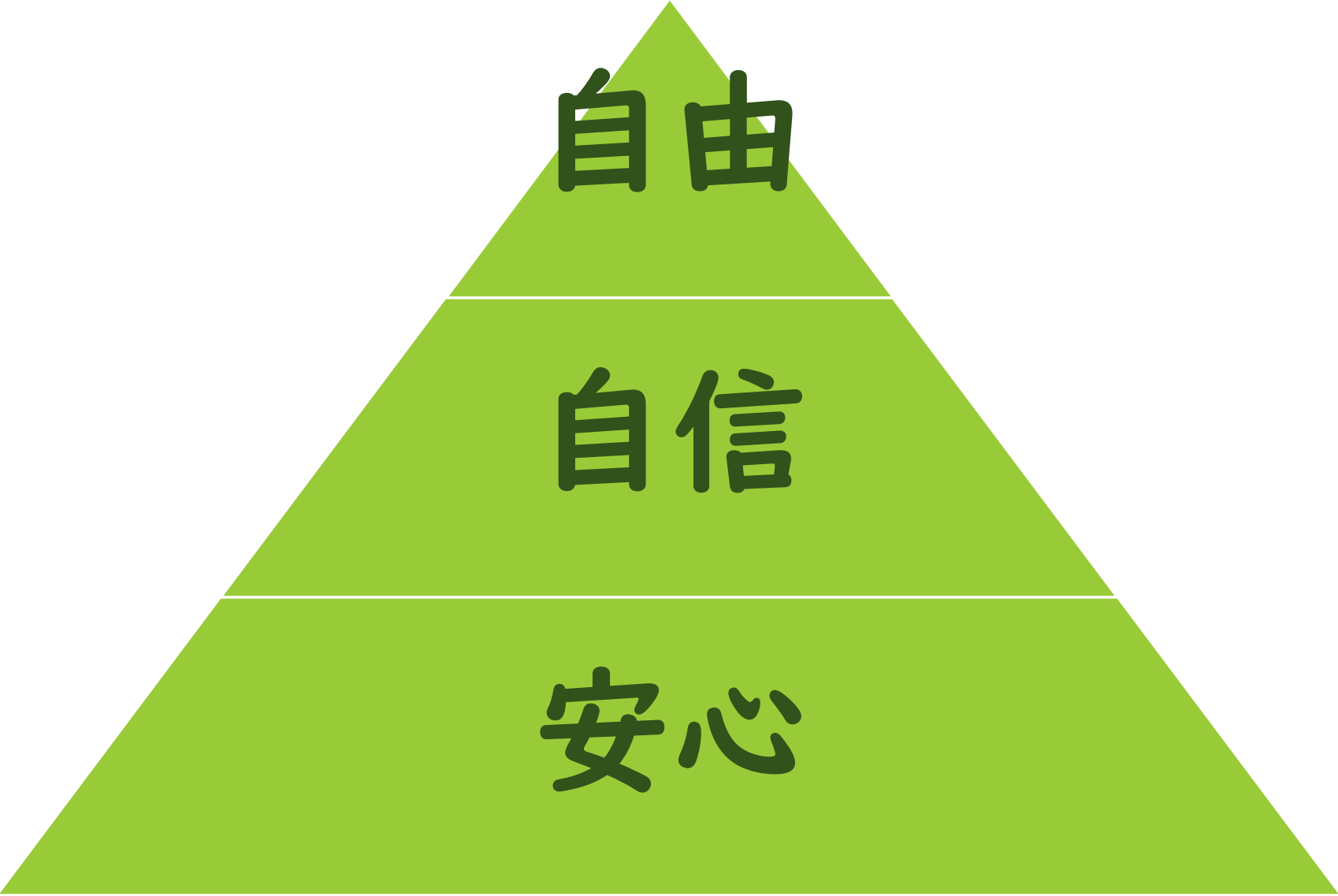
憲法第25条 生存権

② 自分の価値を実感できる権利

「個人として尊重される」権利 → 自尊感情・自己肯定感

③ 自分で決め・自分の意思が尊重される権利

幸福追求権 表現の自由など各種自由権



自由

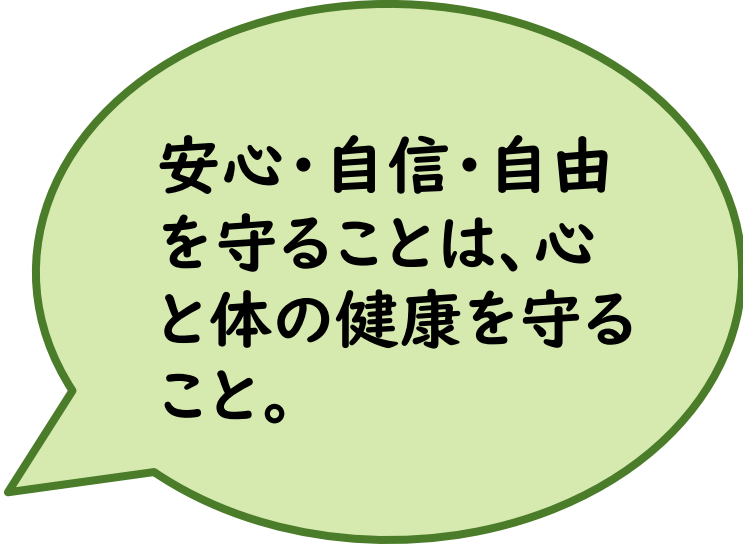
自信

安心

(2) 人権が傷つくことで生じる心身への影響

安心・自信・自由の傷つきと身体症状の関係

- 無力感・自己否定感・対人恐怖
- 抑うつ症状
- ストレスに付随する様々な心因性の身体症状
- PTSD ・ 複雑性PTSD
- 発達障害・統合失調症などの症状悪化・発症
- 自己破壊的行動(暴力、非行、依存症)
- 自傷、自死



安心・自信・自由
を守ることは、心
と体の健康を守る
こと。

(3) こどもの特殊性

こども特有の権利の必要性

こどもという存在の特殊性

- ◆ こどもは、独立した人格と尊厳を持つ、権利の主体である。
↓ ただし、
- ◆ その生存の確保には、特別な保護が必要。
- ◆ その人格の成長には、特別な支援が必要。
- ◆ こどもの主体性(意思)を保障するためには、特別な配慮が必要。

こどもの人権を可能な限り保障するために、こども特有の権利の保障も含め、その在り方について国際的に合意した条約が、
「こどもの権利条約」(1990年発効、日本は1994年批准)

(4) こどもの権利条約と、その基本原則

こどもの権利条約の成り立ち

- 1978年 ポーランドが国連人権委員会に草案を提出
(ヤヌス・コルチャック生誕100周年)
- 1989年 国連総会で採択される。
- 1994年 日本が条約を批准。

こどもの権利条約を貫く基本的なこども観

こどもを慈恵的な保護の対象や客体とのみ捉えるのではなく、こども自身が、独立した、おとなと対等な人権享有主体であるとする考え方

◆「人生のそれぞれの時期、それぞれの状態には、それ相応の完成というものがあり、それに固有の成熟というものがある」

（ルソー著、今井一雄訳、「エミール」岩波文庫、1962年、上巻）

⇒こどもは、それ自体、その時々を生きる「人間そのもの」であり、「未完成の大人」あるいは「大人の従属物」ではない。

こどもの権利条約 4つの原則

①差別の禁止（第2条）

- ・ 児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治 的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生 又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

②児童の最善の利益原則（第3条）

- ・ 児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

こどもの権利条約 4つの原則

③生命・生存・発達に対する権利（第6条）

- ・ 生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

④こどもの意見表明権（第12条）

- ・ 児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。
- ・ 児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。

(5) こどもの権利条約の国内法への反 映としての「こども基本法」



こども基本法（2023年4月施行）

- （1）憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進
- （2）基本理念の明確化
- （3）国・地方自治体・事業主・国民の責務（努力義務）を明確化
- （4）年次報告・こども大綱の策定
- （5）施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- （6）こども政策推進会議の設置

こども基本法 第1条(目的)

- この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

こども家庭庁（2023年4月発足）

（1）スローガン「こどもまんなか」

（2）組織構成

①長官官房：施策の企画立案・総合調整、情報発信等

②成育局：保育施策、母子保健、児童手当、安全対策等

③支援局：いじめ・不登校、虐待防止、ひとり親家庭支援、
障がい者支援等

(6) こどもの最善の利益と意見表明権

こどもの最善の利益原則（条約第3条1項）

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

（2項以下、省略）

「こどもの最善の利益」の意義

□こどもに関わる、あらゆる決定において、可能性のある様々な解決策を検討し、こどもの利益を正當に重視する

□こどもの最善の利益を確保するためには、関わる大人の側が、次のことを大切にしていける必要がある。

- ①こどもが権利の全面的な主体であるという観点をもちこと
- ②こどもは、成長していく存在であるという認識を持つこと
- ③決定に向けた手続として、こどもの意見表明権を保障していくこと

人権保障・最初のアプローチ

「意見表明権（聴取されるこどもの権利）」の大切さ

こどもの権利条約第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

（省略）

Q 意見表明権は、どのように保障すればよいのか？

◆こどもの権利条約・一般的意見12号

1-3「この用語は、こどもと大人の間の、相互の尊重に基づいた情報共有及び対話を含み、かつ、自分の意見と大人の意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかをこどもたちが学びうる、継続的なプロセスを指す」

⇒こどもの意見を受け止めながら、大人側の意見も伝えていく、両者の間のコミュニケーションを保障すること、両者の意見が異なる時にも、時間をかけて合意形成をするプロセスを大切にすることが求められている。

こどもの最善の利益確保のために必要不可欠な手続き

- こどもの権利条約は、「こどもの最善の利益の実現」を求めている。
- こどもにとって、何が最善の利益であるかは、本人の意見を抜いては判断できない。
- そのため、こどもの権利条約は、こどもの最善の利益を確保するために必要なプロセス（手続き保障）として、意見を聴取する機会を設けることが求められている。

こどもの自己決定的な権利行使（こどもなりの幸福追求）

- 生活条件、生き方に対する意見表明（私らしさの保障）

社会的な意思決定へのこどもの参画（市民的権利）

意見表明権の保障がもたらすエンパワメント

◆大人たちが真剣に自らの意見に耳を傾けてくれること、そのアプローチが、こどもの傷ついた安心・自信・自由を、いずれも強化する。

◆こどもは、自らが議論に参画して決定された事柄である以上、その結論を前向きに受け入れ、積極的に実行していくことが期待でき、成功体験につながりやすくなる。成功体験の蓄積も、安心・自信・自由をいずれも強化することが期待される。

こどもたちに知らせたい 自分たちの権利に関する読み物

